SuMiTRUST

年金ニュース

ニュース内容

法令改正	パブコメ	社保審

2024年1月25日

三井住友信託銀行
年金信託部

INDEX

【確定給付企業年金・厚生年金基金】
「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」に関する省令・通知・事務連絡の公布・発出について
（業務概況の周知の方法・ポータビリティにおける移換連絡方法の見直し）

2024年1月1日に能登半島地方で発生した地震による被災者の皆様および関係者の皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧をお祈り申しあげます。

Ⅰ.法令改正の概要

POINT

- ✓ 申請・届出等において、フロッピーディスク等の記録媒体の使用を定める規定が存在し、手続のオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、規定の見直しを行うことが定められています
- ✓ これに関する省令、通知及び事務連絡が令和5年12月27日付で公布・発出されました（以下「今回の法改正」といいます）
- ✓ 今回の法改正に伴い、以下の2つの取扱いにおいて、新たに、クラウドサービス等の利用が可能になりました（クラウドサービス等については4頁をご参照ください）

  ①業務概況の周知（加入者等へ年金制度の財政状況等を年1回以上周知するもの）
  ②年金制度間のポータビリティにおける移換連絡（連合会への連絡を含む）

- ✓ 上記①については、法改正の趣旨を踏まえ、全てのDB制度において、規約変更することが推奨されています（取扱いを変更する場合は必須）
  ⇒次頁の「業務概況の周知の方法にかかる規約変更（DB制度）のポイント」をご参照ください
- ✓ 上記②については規約に影響ありません
  ⇒実務上の取扱いを法令上明確化したものです（詳細、留意事項は後段の「Ⅶ.年金制度間のポータビリティの移換連絡における留意事項」をご参照ください）

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved

Ⅱ.業務概況の周知の方法にかかる規約変更（DB制度）のポイント

- 今回の法改正により、業務概況の周知の方法について、**新たに、インターネットやクラウドサービス等による周知の方法が可能**となりました。これに伴い、**規約変更することが望ましい**旨、厚生労働省より示されています

＜厚生労働省の見解＞
今回の改正では、新たな方法を追加することとしており、対応の変更を行わない場合にも修正を必須とするものではございませんが、法令の改正の趣旨を踏まえ、修正いただくことが望ましいと考えます。

- 規約変更要否及び手続は次の表のとおりです

現行規約パターン	規約変更要否		規約変更のタイミング（※）及び手続き	
	クラウドサービス等を利用する場合	クラウドサービス等を利用しない場合	遅滞なく規約変更する場合	次回規約変更時等にあわせて規約変更する場合
パターン①	任意（推奨）	任意（推奨）	届出不要 手続き①	届出 手続き②
パターン②	必須	任意（推奨）	届出不要 手続き①	申請 手続き③

パターン① （「その他周知が確実に行われる方法」あり）	パターン② （「その他周知が確実に行われる方法」なし）
（業務概況の周知） 第●条（略） 2　周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。 一　常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法 二　書面を加入者に交付する方法 三　磁気テープ・・・ 四　その他周知が確実に行われる方法	（業務概況の周知） 第●条（略） 2　・・・前項に掲げる周知事項を、常時実施事業所の見やすい場所に掲示するとともに、周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に配布する。

＜手続き①：法改正対応＞及び＜手続き②：明確化＞
基金型DB：代議員会の議決（緊急を要する場合は理事長専決も可）
規約型DB：規約変更に係る同意（労働組合の同意又は過半数代表の同意）は不要

＜手続き③：取扱い変更＞
基金型DB：代議員会の議決
規約型DB：規約変更に係る同意（労働組合の同意又は過半数代表の同意）が必要

（※）規約変更のタイミングについては「今回の法改正（令和5年12月27日）以降、遅滞なく行うこと」とされており、遅滞なく規約変更した場合は、届出不要となります。**過去の法改正対応と同様、次回規約変更時等にあわせて変更することも認められています**

（注）
・「その他周知が確実に行われる方法」が規定されている場合は、新たな周知の方法も包含される旨、厚生労働省に確認しております
・現行の運営から取扱いを変更する場合は、取扱いを変更するまでに規約変更が必須です
・次頁「Ⅳ.」のとおり、受給権者への周知を努力義務化する場合も規約変更が必須となります

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved

Ⅲ.施行日

令和5年12月27日※

※規約変更については、令和5年12月27日以降、「遅滞なく」行うこととされています。
なお、「遅滞なく」規約変更せず、次回規約変更時等にあわせて規約変更する場合の行政宛手続きは、「届出不要」ではなく「申請」又は「届出」となります。
「申請」又は「届出」の場合の施行日は任意の日（ただし、将来日付）です。

＜補足 及び 弊社見解＞
過去の法改正対応と同様、次回の定例再計算などの「届出」や次回の何らかの規約変更「申請」にあわせて変更することも可能です。
その場合は、遅滞なく規約変更する必要はありませんが、現行の運営から取扱いを変更する場合は、取扱いを変更するまでに規約変更が必要です。

前頁の表のパターン①に該当する場合は、無理に、遅滞なく規約変更する必要はなく、次回の定例再計算などの「届出」と合わせて規約変更することが考えれます。

また、前頁の表のパターン②に該当する場合であって、近い将来に「申請」に該当する規約変更が予定されていない場合においては、遅滞なく規約変更していただくことを推奨します（遅滞なく規約変更する場合は届出不要）

ただし、下記「Ⅳ.」のとおり、受給権者への周知を努力義務化する場合は、遅滞なく規約変更する場合も「申請」に該当するため、無理のないスケジュールで規約変更することをご検討ください

Ⅳ.規約例（DB制度）

＜基金型DB＞規約変更例

＜規約型DB＞規約変更例

前頁の表のパターン①・②に応じた、規約変更例①・②をご参照ください。

また、現行規約において受給権者への周知を「義務」としている扱いを、「努力義務」に変更することも可能です（最新の厚労省規約例では努力義務）。この場合は、今回の法改正に含まれない変更であるため、遅滞なく規約変更した場合であっても、手続きは「申請」となります。
この場合の規約変更例は規約変更例③をご参照ください
なお、**受給権者への周知を努力義務化することについては、厚生労働省から規約変更を推奨されているものではありません。**

受給権者への周知が**義務**の規約例（基金型）	受給権者への周知が**努力義務**の規約例（基金型）
（業務概況の周知） 第●条　この基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び**加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの（以下この条において「受給権者等」という。）に周知することとする。**	（業務概況の周知） 第●条　この基金は、業務の概況について、毎事業年度1回以上、～（途中省略）～を加入者に周知させなければならない。 2（略）（※） 3　この基金は、周知事項について、**加入者以外の者であってこの基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。**

（※）受給権者への周知を「努力義務」とすることを第2項などに規定しているケースもあります

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved

Ⅴ.規約例（存続厚生年金基金制度）

現行の基金規約が以下のとおり（法令引用）である場合は、今回の法改正が自動的に反映されるため、**規約変更は不要**です。

なお、DB規約と同様に、周知の方法を具体的に明記することや、業務概況を周知する対象者を変更することをご希望される場合は、弊社営業担当者までご相談ください。

（業務概況の周知）
第●条　この基金は、毎事業年度一回以上、この規約及び基金規則第56条の2第1項に掲げる事項（以下この条において「周知事項」という。）を加入員及び加入員以外の者であってこの基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものに周知させるものとし、**その方法は同条第2項に定める方法によるものとする**。
2　この基金は、この規約の変更を行った場合にあっては、前項の規約の周知を速やかに行うものとする。

Ⅵ.用語に関する補足

1頁のPOINTに記載のクラウドサービス等に関して、厚生労働省から以下の例が示されています（省令に規定する方法について）。

省令に規定する方法		具体例
電磁的記録媒体（※）に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法		（例1）PC端末の内蔵ハードディスクに記録し、当該PC端末を実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合 （例2）USBメモリに記録し、当該USBメモリを挿入したPC端末を各実施事業所に設置することにより、加入者が当該記録の内容を常時確認できるようにする場合
電子情報処理組織を使用する方法	①送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	（例1）電子メールを使用して情報の授受を行う場合 （例2）電子メール以外のインターネットを経由した情報伝達手段（SMSなど）を用いて、情報の授受を行う場合
	②送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法	（例1）送信者がウェブサイトに情報を掲載し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合 （例2）送信者がクラウドサーバに情報を保存し、受信者においてその情報をダウンロードすることにより情報の授受を行う場合

（※）電磁的記録媒体の具体例として、少なくとも以下の媒体が含まれる旨、確認しています。

- PC端末内蔵ハードディスク、PC端末外付ハードディスク
- CD-R、CD-RW、CD-ROM、CD-RAM
- DVD-R、DVD-RW、DVD-ROM、DVD+R、DVD+RW、DVD-RAM
- USBメモリ、SDメモリーカード、フロッピーディスク

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved

Ⅶ.年金制度間のポータビリティの移換連絡における留意事項

■今回公布された省令において、他制度移換における移換連絡（※）について、**書面に加えて電子情報でのやり取りも可能と明記**されました。企業年金連合会とのやりとりに関しては既に企業年金ネットワークで行えているため、その**運営を法令上明確化**したという位置づけになります。

（※）移換通知書や移換指示通知書等の移換元と移換先での連絡

■ただし、私的年金関係事業者における個人データの管理については、引き続き「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」及び「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置Ｑ＆Ａ」に従って対応することを厚生労働省より要請されています。

＜私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置より抜粋＞
二　基幹システムにある個人データを外部の機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行い、原則として、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず電磁的記録媒体を使用する、又は専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。

Ⅷ.ご参考

関連する省令、通知及び事務連絡は次のとおりです。

【省令】
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年省令第165号）

【通知】
・「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布について
・「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」の一部改正について
・「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」の一部改正について

【事務連絡】
・「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

【参考資料】
・省令に規定する方法について

＜本件のご照会先＞
本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。
〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社　年金信託部　〔電話番号〕03-5404-3063

Copyright (c) SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED. All rights reserved